

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福島県報

号外第6号

福 島 県 報

平成23年2月15日 火曜日

1

目次

保健福祉部

○監査公表六件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成23年2月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

- 1 監査実施期間 平成22年10月25日～平成23年1月28日
- 2 監査対象機関 公所37箇所
- 3 監査の結果
監査は、平成21会計年度の財務に関する事務(若松乳児院ほか2機関は平成21会計年度及び平成22会計年度の事務、大阪事務所ほか3機関は平成22年会計年度の事務)について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
大阪事務所	平成23年1月28日	鳴原吉之助 高野 宏之	実地監査	平成22年12月17日

名古屋事務所 平成23年1月28日 宗方 保 野崎 直実 実地監査 平成22年12月17日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

・ 週休日の振替において、所定期間を超えて振り替えている。

(名古屋事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
会津児童相談所	平成22年12月13日	宗方 保 高野 宏之	書面監査	平成22年10月15日
若松乳児院	平成23年1月25日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年12月7日
総合療育センター	平成22年10月26日	鳴原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成22年9月28日
会津若松看護専門学校	平成23年1月26日	宗方 保 野崎 直実	実地監査	平成22年12月7日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・ 臨時事務補助員の雇用において、賃金支弁職員雇用等管理規程に定める賃金日額を誤った雇用通知を発令している。

(会津児童相談所(保健福祉部保健福祉総室))

・ 週休日の振替において、3時間30分の勤務に対して半日勤務時間の割り振り変更を行っている。

(会津児童相談所)

・ 超過勤務手当が不足支給(1人13,600円)及び過支給(1人3,576円)、休日給が不足支給(1人7,317円)、特殊勤務手当が不足支給(1人2,40円)となっている。

(総合療育センター)

・ 購入した郵便切手について、郵便切手等出納簿へ記帳整理していない。

(総合療育センター)

・ 高速道路を利用する旅行命令を発しているものにおいて、通行料を負担していないものがある。

(会津若松看護専門学校)

(3) 商工労働部
上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー郡山	平成22年12月13日	宗方 保	高野 宏之 書面監査	平成22年10月6日
テクノアカデミー浜	平成22年10月25日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成22年5月19日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 使用許可をした行政財産に附帯する設備の使用に必要な経費のうち、衛生料及び清掃料を管理経費として測定していない。(テクノアカデミー郡山)
- 教材用自動車について不用の決定及び売却手続を行わないまま売り払い、鉄くずについて売却手続を行わないまま売り払っている。

(テクノアカデミー郡山)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
南会津農林事務所	平成22年11月16日	宗方 保	高野 宏之 実地監査	平成22年10月5日 平成22年10月6日
水産事務所	平成22年11月17日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成22年10月7日
県中家畜保健衛生所	平成22年12月13日	鳴原吉之助	野崎 直実 書面監査	平成22年10月14日
林業研究センター	平成22年12月13日	鳴原吉之助	野崎 直実 書面監査	平成22年10月13日
水産試験場	平成22年11月17日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成22年10月13日
水産種苗研究所	平成22年12月13日	鳴原吉之助	高野 宏之 書面監査	平成22年4月27日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 報償費の支払が3か月以上遅延している。(南会津農林事務所)
- 重要物品1台(軟エックス線装置)の存在が確認できず、1台(恒温恒湿装置)が使用していない建物内に放置されている。(林業研究センター)
- 行政財産目的外使用に伴う土地使用料の測定時期が1か月以上遅延してい

る。(水産試験場)

- 建物の維持管理及び工作物の稼働に必要な電気について、一般電気事業者との直接の電気供給契約を締結していない。(水産種苗研究所)
- 借地上的建物及び工作物の管理上必要である県有財産台帳附属図面の公有財産に係る関係書類に、備えられていないものがある。(水産種苗研究所)

(水産種苗研究所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島空港事務所	平成22年12月13日	鳴原吉之助	野崎 直実 書面監査	平成22年10月7日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 旅費の支払が3か月以上遅延している。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
養護教育センター	平成22年12月13日	鳴原吉之助	野崎 直実 書面監査	平成22年10月15日
相馬海浜自然の家	平成22年11月18日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成22年10月5日
郡山自然の家	平成22年10月26日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成22年9月28日
会津自然の家	平成23年1月25日	宗方 保	野崎 直実 実地監査	平成22年11月17日
いわき海浜自然の家	平成22年11月18日	鳴原吉之助	野崎 直実 実地監査	平成22年10月7日
福島高等学校	平成22年12月13日	宗方 保	高野 宏之 書面監査	平成22年10月15日
楯高等学校	平成22年10月28日	宗方 保	高野 宏之 実地監査	平成22年9月28日
安積高等学校	平成23年1月25日	鳴原吉之助	高野 宏之 実地監査	平成22年11月16日
安積黎明高等学校	平成23年1月25日	鳴原吉之助	高野 宏之 実地監査	平成22年11月17日

岩瀬農業高等学校	平成22年11月17日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成22年10月8日
白河高等学校	平成22年11月25日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成22年10月14日
白河旭高等学校	平成22年11月17日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成22年10月13日
白河実業高等学校	平成22年11月25日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成22年10月15日
葵高等学校	平成23年1月25日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年11月16日
若松商業高等学校	平成23年1月26日	宗方 保	野崎 直実	実地監査	平成22年12月7日
喜多方東高等学校	平成23年1月26日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年12月8日
猪苗代高等学校	平成23年1月25日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年12月7日
いわき渥星高等学校	平成22年12月13日	鳴原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成22年10月8日
勿来工業高等学校	平成22年12月13日	鳴原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成22年10月8日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- 高等学校授業料の収入未済が引き続き多額となっている。

「事実」

高等学校授業料について、前年度の定期監査で改善の指導を受けているにもかかわらず、「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づく徴収対策が十分とられていないため、職員調査日（平成22年10月8日）現在で納期限を3か月以上遅延し、未納となっているものが、平成21年度分で52件、702,900円と前年度と比較して増加している。

「是正・改善等の意見」

「福島県立高等学校授業料徴収マニュアル」に基づき、校内徴収体制を強化し、債権管理に留意しながら、未納の解消を図ること。

（岩瀬農業高等学校）

- 製作品の受払い及び収入事務について、著しく適切でないものがある。

「事実」

1 平成21年度に校内において製作した物品の受払いがあったにもかかわらず、生産物製作品出納簿を作成していない。

2 さんま味付缶詰外5品目、1,251個の売代金（96,030円）について、現金収納事務を行わず、金庫内に放置し、歳入の調定が欠落している。「是正・改善等の意見」
製作品の製造及び販売に当たっては、関係規程に基づき、生産物製作品出納簿を適正に作成し、収入調定及び現金収納を適正に行うとともに、内部牽制を強化すること。（いわき渥星高等学校）

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 旅費の支払が3か月以上遅延している。（相馬海浜自然の家）
 - 小型四輪貨物自動車及び備品の不用決定において物品不用決定調書を作成していない。また、軽貨物自動車の寄附受入れにおいて寄附物品調書を作成していない。（相馬海浜自然の家）
 - 行政財産の使用許可に伴い作成すべき行政財産使用許可台帳を作成していない。（相馬海浜自然の家）
 - 工事契約において、参考見積書等を徴取することなく予定価格を決定している。（会津自然の家）
 - 行政財産使用許可に係る建物使用料及び管理経費の調定時期が適切でない。また、行政財産使用許可台帳を作成していない。（会津自然の家）
 - 郵便切手の翌年度への繰越高が月平均消費高の8.53月分となっている。（いわき海浜自然の家）
 - 教員特殊業務手当の支払が3か月以上遅延している。（福島高等学校）
 - 非常勤講師の報酬が不足支給（1人112,500円）となっている。（安積黎明高等学校）
 - 行政財産の使用許可に係る建物使用料の算出に当たり、他の建物の財産台帳価格で算出している。（白河実業高等学校）
 - 授業料収入の債権の保全管理等が適正でない。（喜多方東高等学校）
 - 通勤手当が不足支給（1人26,100円）となっている。（猪苗代高等学校）
 - 超過勤務手当が過支給（1人119,136円）となっている。（いわき渥星高等学校）
 - 船舶燃料の設計価格の積算に当たって、市場価格等を考慮することなく前年度契約額を基礎としたことから、設計価格が過大となっている。（いわき渥星高等学校）
 - 委託契約及び物品購入契約において、請求書を受け取ったにもかかわらず事務処理が遅延し、再提出をさせて支払処理を行うなどにより、支払時期が遅延している。（いわき渥星高等学校）
 - 船舶修繕工事等に係る契約保証金について、工事終了後の還付が遅延している。（いわき渥星高等学校）
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
福島警察署	平成22年10月28日	宗方 保	高野 宏之	実地監査	平成22年9月28日
白河警察署	平成22年12月13日	宗方 保	高野 宏之	書面監査	平成22年10月14日
喜多方警察署	平成23年1月26日	鳴原吉之助	高野 宏之	実地監査	平成22年12月7日
いわき中央警察署	平成22年11月17日	鳴原吉之助	野崎 直実	実地監査	平成22年10月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- 証紙収入事務において、処分権限を有しない申請書の受理権者が、手数料である証紙の消印を行い証紙収入整理簿を整理している。

(いわき中央警察署)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)

監査公表第2号

平成22年8月10日監査公表第13号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年2月15日

福島県監査委員	鳴原吉之助
福島県監査委員	宗方直実
福島県監査委員	野崎直実
福島県監査委員	高野宏之

22 財 第 2067 号
平成22年12月28日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直実
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

福島県知事 佐藤 雄平 印

定期監査に係る措置状況について(通知)

平成22年7月28日付(け22福監第98号)で報告のありましたこのことについて、別紙のと

おり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
監査対象機関 県中保健福祉事務所
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年7月22日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>[指摘事項] 負担金の精算事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>[事実] 平成20年度の福島県障がい者自立支援給付費負担金について、平成21年7月までに提出された実績報告書に基づき速やかに額の確定を行い精算すべきところ、平成22年3月31日に額の確定を行っており、精算事務が著しく遅延している。</p> <p>また、平成20年度分の返還金について、平成22年度の収入となっている。</p> <p>[是正、改善等の意見] 負担金の精算に当たっては、関係規程に基づき適正な時期に行うこと。</p>	<p>負担金の精算に当たっては、実績報告書により速やかに額の確定を行うとともに、返還対象市町村の予算措置状況を踏まえ、関係規程に基づき適切な時期に精算事務を行ってまいります。</p> <p>なお、平成21年度と同負担金の精算事務については、6月10日までに実績報告書を徴し、市町村の予算措置状況を踏まえ、11月8日付けで額の確定を行い、過払いの市町に対し納入通知書を送付したところです。</p>

定期監査に係る措置状況について

(別紙)

- 1 監査対象
監査対象機関 県中農林事務所
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年7月22日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
[指摘事項]	

<p>公用車使用中に発生した損害賠償事件に係る和解について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>【事実】 公用車使用中に発生した物損加害事故に係る損害賠償について、事故の発生を本庁機関に報告するなど所定の手続きを行わないまま、配当済み予算(需用費)をもって被害車輛の修繕を実施しており、その結果、損害賠償事件に係る和解を事実上行ってしまっている。</p> <p>【是正、改善等の意見】 事故が発生した場合は、すみやかに本庁機関に報告するなど所定の手続きを的確に行うとともに、損害賠償事件に係る和解については関係規程等を遵守し適正に行うこと。</p>	<p>本庁(農林総務課)へ交通事故報告を行い、次の関係者(4者)による示談が成立しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害車輛の所有者 ・加害車両(公用車)の運転者 ・ " の同乗者(1名) ・ " の所有者(福島県) <p>本所、各農業普及所の事故担当者による打合わせを行い、適切な交通事故の処理について再確認を行いました。今後は、相互の連絡体制を緊密にし、誤った判断、処理をすることのないよう徹底してまいります。</p>
---	---

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
監査対象機関 県南建設事務所
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年7月7日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【指摘事項】 事務処理の執行が著しく適正を欠いている。</p> <p>【事実】 福島県現金出納員印(出先機関用)が平成20年度には所在不明になったことを把握していたにもかかわらず、公印事故等の所要の措置を講じることなく長期間放置し、本来、県営住宅使用料の納入義務者が持参した現金を収</p>	<p>公印事故届及び公印の改刻願を文書法務課に提出し、公印改刻の承認を受けて、新たな現金出納員印(出先機関用)を作成しました。</p> <p>また、平成22年8月20日に現金出納員印(出先機関用)の使用開始の福島県報による告示をもって、使用を開始しました。</p> <p>今後は、福島県公印規程に基づき、公</p>

<p>納したときは、現金等納付書を作成し、指定金融機関に払い込まなければならぬが、再発行した納入通知書により納入義務者に代わって納入しているなど、極めて不適切な事務処理を執行している。</p> <p>【是正・改善等の意見】 事務事業の執行に当たっては、組織の内部チェック体制を強化し、関係規程に基づき適切に行うこと。</p>	<p>印管理者である総務課長が金庫に保管し、厳重に管理するとともに、現金の収納に当たっては、所内の関係者間で適切な事務手続の確認を行い、財務規則等に基づき、適正な収納事務執行に努めてまいります。</p>
--	---

(別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
監査対象機関 喜多方建設事務所
監査対象年度 平成21年度
監査実施年月日 平成22年7月21日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>【指摘事項】 超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。</p> <p>【事実】 職員A外40名に係る平成21年度分超過勤務手当について、週休日の振替を同一週を越えて行ったにもかかわらず支給していない。</p> <p>正当支給額 215,192円 既支給額 0円 不足支給額 215,192円</p> <p>【是正・改善等の意見】 超過勤務手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認するとともに、チェック体制を確立し、適正に行うこと。</p>	<p>平成21年度分超過勤務手当の事務処理は、適切に追給しました。</p> <p>今後は、毎月超過勤務等命令書の実績を集計する際に「週休日変更簿」と必ず突合して漏れがないかを確認の上、複数の職員によるチェックを行うなど、内部牽制体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第3号

平成22年8月10日監査公表第13号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年2月15日

福島県監査委員	鳴原吉之助	福島県監査委員	鳴原吉之助
福島県監査委員	宗方保	福島県監査委員	宗方保
福島県監査委員	野崎直実	福島県監査委員	野崎直実
福島県監査委員	高野宏之	福島県監査委員	高野宏之

22教財第450号
平成23年1月28日

定期監査にかかると措置状況について（通知）

平成22年7月28日付（け22福監第98号）で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりお知らせします。

県南教育事務所

（別紙）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 旅行命令に適切でないものがある。 「事実」 前年度の定期監査において、旅行命令と旅費の支給に整合性を欠くものがあり、適切な旅行命令を行うよう改善を求めたにもかかわらず、以後の旅行命令においても、高速自動車道を利用する命令を殆どしながら通行料が支出されていらないものが散見され、改善が図られていない。 「是正・改善等の意見」</p>	<p>左記の指摘事項については、旅行命令に当たって、予算措置、用務の内容、会議の開始・終了時刻等を確認のうえ、関係規程に基づき、適正な事務執行を行うよう、指導を徹底してまいります。</p>

旅行命令に当たっては、予算措置、用務の内容、会議の開始・終了時刻等を勘案し適正に行うこと。

（別紙）

福島工業高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 支出事務の執行において、著しく適切でないものがある。 「事実」 プールろ過装置保守点検委託契約の支出事務において、平成21年10月31日に履行確認し、平成21年11月に請求書を受け取りながらも、支出処理をせずに放置し、請求書の日付を平成22年3月31日に書き換えて平成22年4月5日に支出命令の事務処理を行っている。 「是正・改善等の意見」 支出事務の執行に当たっては、内部牽制及び指導体制を強化し、関係法令に基づき適正かつ正確に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、支出事務に当たって請求書の日付の確認を徹底するとともに、管理職員を含めた職員相互のチェック体制の確立を図りました。 今後は、コンピュータシステムを強化して、関係法令に基づき適正に事務処理を行うよう、指導を徹底してまいります。</p>
<p>○指摘事項 職員手当の支給に適切でないものがある。 「事実」 教員A外19名に係る教員特殊業務手当について、支給要件を誤ったため不足支給となっている。 不足支給額 149,600円 （@3,400円×支給対象日数延べ44日） 「是正・改善等の意見」 職員手当の支給に当たっては、支給要件等を十分に確認の上、適正に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、次のとおり事務処理を行いました。教員Aほか19名につきましては、平成22年5月20日及び9月20日に追給の処理をいたしました。 今後は、支給要件の誤り防止のため、二重にチェックするなど、適正に事務処理を行うよう、指導を徹底してまいります。</p>

(監査総務課)

監査公表第4号

平成22年9月21日監査公表第20号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年2月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

22教財第959号
 平成23年1月28日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

福島県教育委員会委員長 田

定期監査にかかる措置状況について(通知)

平成22年9月6日付け22福監第124号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定によりお知らせします。

(別紙)

磐城桜が丘高等学校

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 支出事務手続において著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 出張旅費の支給や新聞代の支払など履行期が到来した確定債務について、支出権者による支出の決定及び支出命令が適正に行われず、支出時期が大幅に遅延しているものが多数認められる。 1 職員の旅費の支払を徒過し、3か月以上遅延しているものが、392件、</p>	<p>左記の指摘事項については、支出事務が適切かつ迅速に行われるよう職員相互間の確認を日常的に行うとともに、定例的な支出項目については、チェックリストを作成し、支払いの遅延等が生じないようにするなど事務処理方法の改善指導を徹底してまいります。</p>

3,108,133円ある。

2 適法な請求書を受理したにもかかわらず、約定による支出期限を徒過したことから、債権者に対して請求書の再提出を求め、この提出を待つて支出しているものがある。

- (1) 需用費 6件 122,928円
- (2) 委託料 18件 1,446,958円
- (3) 使用料及び賃借料 6件 491,400円

合 計 30件 2,061,286円

「是正・改善等の意見」

支出事務の執行に当たって適切迅速な事務処理と必要な内部統制が的確に行われるよう、支出権者及び会計事務担当職員が、その職責を十分理解し、関係規程の遵守を徹底するとともに、事務処理方法等の改善・強化・充実に努めること。

○指摘事項

契約の事務手続に適切でないものがある。
 「事実」
 プールスタート台撤去等工事の請負契約において、随意契約では最低制限価格を設定することがないにもかかわらず、最低制限価格を設けて見積合わせを行っている。
 なお、見積の条件には最低制限価格を設定する旨を表示していない。
 「是正・改善等の意見」
 工事請負契約の事務手続に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

左記の指摘事項については、工事請負契約をはじめとする契約事務手続に際し、組織内のチェック機能を十分に働かせ、関係規程に基づき適正に事務処理を行うよう指導するとともに、事務処理に当たり留意する事項をとりまとめた手引きを作成し、再発防止に努めてまいります。

(監査総務課)

監査公表第5号

平成22年11月12日監査公表第22号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年2月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方直保
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

22 教財第 960 号
 平成23年1月28日

福島県監査委員 鳴原吉之助
 福島県監査委員 宗方直保 様
 福島県監査委員 野崎直実
 福島県監査委員 高野宏之

定期監査にかかると措置状況について（通知）
 福島県教育委員会委員長 関

平成22年10月27日付け22福監第158号で報告のありました定期監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりお知らせします。

（別紙）

財務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 支出事務の執行において、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 健康診断業務委託契約（単師契約）2業務の支出事務において、平成20年10月から平成21年3月までの20件について、履行を確認し請求書を受け取りながら長期間放置され、受託者からの問い合わせにより未払いが判明したため、請求書の再提出を求めた上で、過年度支出として5,869,151円を支払いした。</p> <p>「是正・改善等の意見」 支出事務の執行に当たっては、内部</p>	<p>左記の指摘事項については、予算主管課と事業主管課の間において、支出事務手続の進捗状況を明確に把握し未払いを防止するため「財務関係文書受渡簿」を作成し、毎週処理状況を確認することにより適正な事務処理の指導を徹底してまいります。</p>

牽制及び指導体制を強化し、関係法令等に基づき適正に行うこと。

（別紙）

学習指導課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>○指摘事項 補助金の交付事務手続において、著しく適切でないものがある。</p> <p>「事実」 補助金の交付事務手続において、補助対象事業の着手前に交付申請書を出させ交付決定すべきところ、補助対象事業の大部分が執行された平成22年2月に交付申請書の提出を求め、平成22年3月に平成21年4月1日にさかのぼって交付決定している。</p> <p>1 補助金の名称 南会津学習サポート事業補助金 2 補助金額 13,018,050円 3 補助対象事業の実施期間 平成21年4月1日～平成22年3月23日</p> <p>「是正・改善等の意見」 補助金の交付事務手続に当たっては、適時適切な事務処理、予算の執行状況の確認及び必要な内部牽制が的確に行われるよう、支出権者及び担当職員が関係規程等に基づき適正に行うとともに、事務処理方法を具体的に改善すること。</p>	<p>左記の指摘事項の当初予算に計上している補助事業については、交付決定等の漏れを未然に防止するため、旧年度中に予算主管課と担当課の職員が確認するなど、併せて、福島県補助金等の交付等に關する規則に基づき適正な交付事務手続を行うよう指導を徹底してまいります。</p>

（監査総務課）

監査公表第6号

平成22年3月26日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭

和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状
況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成23年2月15日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之
22財第1964号
平成22年12月10日

福島県監査委員 鳴原吉之助
福島県監査委員 宗方直保
福島県監査委員 野崎直実
福島県監査委員 高野宏之

福島県知事 佐藤雄平

財政的援助等監査に係る措置状況について(通知)

平成22年3月9日付け22福監第298号で報告のありましたこのことについて、別紙の
とおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。(別紙)

財政的援助等監査に係る措置状況について

- 1 監査対象法人等 公立大学法人福島県立医科大学
- 2 所管部局 総務部
- 3 指摘事項及び措置の状況について

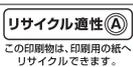
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 支払事務において内部牽制が機能し ていない。</p> <p>「事実」 株式会社甲と契約締結した病院棟附 属施設等整備(建築)工事において、 公立大学法人福島県立医科大学契約細 則が準用する福島県工事請負契約約款 に定める時期を遅延して前払金を支払っ ていない。</p> <p>また、同社からの請求がなく、かつ、 出来高確認をしていないにもかかわらず 部分払をしている。</p> <p>さらに、誤払いした部分払金の返還</p>	<p>工事等の支払事務に関して、契約事務 担当課においては法人の各種規程、工事 請負契約の約定事項及び契約の支払方法 等に沿って適切な事務が履行できるよう、 担当者、確認者及び承認者により相互に 十分なチェックを行うこととしました。</p> <p>また、支払処理担当部門においては従 来の支払金額等の確認内容に加え、契約 書の約定事項及び支払時期等についても 確認等を行うこととしました。</p> <p>さらに、部分払を財務会計システム上 で自動的に選択出来ないようにシステム 処理を修正するとともに、入札、契約、</p>

が未了であるにもかかわらず、当該部
分払金を含む前払金以外の工事残金額
について、第三者に債権譲渡すること
を承諾している。

- 1 請負契約
締結日 平成20年8月5日
請負金額 130,961,250円
- 2 前金払
支払額 52,380,000円
請求日 平成20年8月6日
支払期限 請求を受けた日から
14日以内
- 3 部分払
支払日 平成20年9月30日
支払額 39,290,000円
正当支払額 0円
- 4 債権譲渡
支払日 平成21年1月30日
返還日 平成21年3月25日
承諾日 平成21年3月16日
譲渡日 平成21年3月17日
譲渡額 78,581,250円

「是正、留意・改善の意見」
支払事務に当たっては、関係部所間
で十分なチェックを行い、関係規程に
基づき適正に行うこと。

(監査総務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一